

# 第1章 愛媛を取り巻く環境の現状

## 第1節 愛媛県の概況

### 1 地勢

本県は、県を東西に横断する中央構造線を境として北側には瀬戸内海に面した平野が広がり、南側には四国脊梁<sup>せきりょう</sup>をなす四国山地や雄大な四国カルストが広がっている。また、西日本一の標高を誇る石鎚山（1,982m）をはじめ多くの険しい山々や盆地が多数あり、全体的に山地の多い地形となっている。一方、瀬戸内海、宇和海には大小200余の島々が散在し、海、山両面の自然に恵まれた地形となっている。

県の総面積は5,676.12km<sup>2</sup>で、国土の1.5%を占め、全国第26位の広さとなっている。

海岸線は、約1,704kmにも及び、全国第5位にランクされており、日本の海岸線の約5%、四国の約48%の長さとなっている。県東部から中部にかけての瀬戸内海沿岸は、遠浅の砂浜海岸が続き、佐田岬半島から南の宇和海沿岸は、入り江の多いリアス式海岸となっている。

### 2 気候

愛媛県の北に広がる瀬戸内海は、南北に四国山地と中国山地、東西に本州・九州で囲まれており、瀬戸内海沿岸地域は、夏冬の季節風に対し常に山地の風下側にあたるため、降水量が少なく、比較的温暖な（年平均気温16°C前後）半海洋・半内陸性の瀬戸内気候となっている。

一方、県南西部の宇和海沿岸地域や山間部は、瀬戸内海側と異なり、降水量も比較的多く、冬には積雪もあり、この雨や雪は、降水量の少ない瀬戸内海沿岸地域にとっては貴重な水資源となっている。

### 3 人口

令和2年国勢調査によると、総人口は133万4,841人（男633,062人、女701,779人）で、日本の総人口の1.1%を占め、全国第28位、四国では第1位となっている。

### 4 産業等

事業所数（令和3年6月1日時点）は61,467事業所、従業員数（令和3年6月1日時点）は61万8,731人、県内総生産（名目）（令和元年度）は5兆1,482億円となっている。

従業者4人以上の工業事業所数（令和元年実績）は2,055事業所、従業者数は7万8,189人、工業製造品出荷額等は4兆3,088億円（全国シェア1.34%、第25位）となっている。

農業産出額（令和2年）は1,266億円（全国シェア1.37%、第24位）となっている。

林野面積（令和2年2月1日時点）は401,018ha（全国シェア1.62%、第23位）となっている。

海面漁業漁獲量（令和2年）は8万1,166t（全国シェア2.53%、第12位）、海面養殖業漁獲量（令和2年）は、6万6,848t（全国シェア6.89%、第7位）となっている。

また、自動車保有台数（令和4年3月31日時点）は102万5,939台（全国シェア1.25%、第29位）となっている。

出典：「愛媛県の主要指標」、「政府統計の総合窓口」

## 第2節 愛媛の環境の概況

本県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定し、平成22年2月には、同指針を全面的に見直して、「県民と共に築く『えひめ環境新時代』の実現」を基本目標に掲げた「えひめ環境基本計画」を定め、環境保全に関する施策を展開してきた。しかし、地球温暖化の影響や生物多様性の危機、東日本大震災を契機としたエネルギー課題など、新たな環境課題に適切に対応する必要があることから、今後の県の環境に関する取組を示すとともに、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体の役割を明らかにするため、平成28年2月に「第二次えひめ環境基本計画」を策定し、目指すべき将来像である「つなごう未来へ『愛顔あふれる持続可能なえひめ』」の実現に向け、環境保全に関する施策を積極的に展開してきた。

この第二次計画は、令和元年度をもって計画期間を終了したことから、第二次計画における取組を継承しつつ、現在の環境行政を巡る社会情勢を踏まえ、新たな環境問題にも適切に対応できるよう、令和2年2月に、SDGsの理念や考え方を取り入れた「第三次えひめ環境基本計画」を策定し、「環境と経済の好循環による『愛顔あふれる持続可能なえひめ』」を目指す将来像として、良好な環境を将来世代へつないでいくこととしている。

なお、平成8年3月には愛媛県環境基本条例を制定し、環境保全についての基本理念を定め、県や市町、事業者、県民の環境保全に係る責務を明らかにし、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

### 1 生活環境

生活環境の保全に関しては、大気、水・土壤、騒音・振動・悪臭などについて、これまでの公害防止対策や発生源に対する規制などを行った結果、環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は、大きく改善が図られており、本県における現在の生活環境はおむね良好な状況となっている。

今後も、事業者等が自主的に法令を遵守することはもとより、監視体制の整備や適切な指導を実施していくことにより、県民の健康が保護されるとともに、生活環境が適正に保全されて、良好な状況に保持されることが求められている。

また、歴史的・文化的な町並みや段々畑など、地域特有の美しい景観を保存し、景観と調和した周辺整備や、これらの資源の積極的な活用を図るとともに、緑や水辺の整備などによるやすらぎと潤いのある空間づくりなどを進めていく必要がある。

#### (1) 大気環境

大気汚染とは、工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙や自動車から排出される汚染物質及び光化学オキシダントなどの二次汚染物質によって空気が汚れ、人の健康や生活環境に悪い影響を与えるような状態のことである。

そのため、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法等に基づき、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について環境基準が定められている。

令和3年度の大気常時測定局における測定結果は、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質(PM2.5)については、すべての測定局で環境基準を達

成した。また、光化学オキシダントについては、前年度と同様、すべての測定局で環境基準値を超えた時間があったが、光化学スモッグ注意報を発令はなかった。また、令和3年度は、PM2.5の注意喚起の実施はなかった。

また、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類については、前年度に引き続いて、すべての測定地点で環境基準を達成した。

なお、平成17年6月に、兵庫県のアスベスト製品製造工場から公表された従業者等の健康被害実態を契機として、県民の健康被害の防止と不安感の解消を図るため、様々なアスベスト対策も実施している。

## (2) 水環境

水質汚濁とは、工場・事業場、家庭などから排出される汚水によって河川や海域の水質が悪化したり、水底の土砂が汚染されたりする状態である。一般に河川や海には汚れをきれいにする自然の働きがあるが、汚れがひどくなるにつれこの自浄作用が働くなくなる。

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法等に基づき、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）、ダイオキシン類について定められている。健康項目及びダイオキシンに関する環境基準は、すべての公共用水域に一律に適用され、かつ、直ちに達成・維持されるよう努めるものとされている。一方、生活環境項目に関する環境基準は、公共用水域について利水目的等に応じて水域類型が指定され、それぞれの水域類型ごとに基準値及び達成期間が設定されている。

令和3年度の公共用水域の測定結果は、健康項目（27項目）については、河川（39地点）、湖沼（6地点）及び海域（22地点）のすべての地点で環境基準を達成した。ダイオキシン類については、水質及び底質各7地点のすべての地点で環境基準を達成した。生活環境項目については、代表的な水質指標であるBOD（河川に適用）及びCOD（湖沼及び海域に適用）は、県内の56水域のうち43水域で環境基準を達成（達成率77%、前年度82%）した。全窒素及び全燐は、すべての海域で環境基準を達成した（前年度も同様）。

令和3年度の地下水の水質測定結果については、継続監視調査（定期モニタリング）64地点のうち、1地点でテトラクロロエチレン、1地点で砒素、11地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。また、概況調査においては、調査を実施した19地点のうち、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。

令和3年度の県内の主な水浴場の水質調査結果では、シーズン前（25箇所）及びシーズン中（24箇所）ともにすべての水浴場で遊泳可能であった。

## (3) 土壤環境

土壤の汚染に係る環境基準は、環境基本法等に基づき、カドミウム、ジクロロメタン、ダイオキシン類など30物質が設定されており、県では、事業者、土地所有者等に対して、設備増設等に伴う土地改変の機会をとらえて汚染状況の的確な把握と適切な対策の実施を指導している。

平成15年2月には、顕在化する土壤汚染の増加を踏まえ、有害物質を取り扱っている事業場等が、土壤汚染の有無が不明なまま放置され、人への健康影響が生じてしまうことを防ぐことを目的として、土壤汚染対策法が施行され、有害物質使用特定施設の使用廃止時等の土壤汚染状況の調査、汚染された土地の指定、健康被害の防止のための汚染の除去等の措置などが定め

られた。

さらに、平成21年4月には、法が適用されない土壤汚染の増加や汚染土壤の不適正処理による汚染の拡散等に対応するため、土壤汚染対策法が改正され、新たに一定規模以上の土地の形質変更届出や汚染土壤処理業の許可制度などが定められ、平成22年4月から施行（平成21年10月一部施行）された。

その後、法の施行状況及び見直しの検討が行われ、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、第1段階が平成30年4月、第2段階は平成31年4月に施行された。

なお、土壤汚染対策法に基づく区域の指定状況は、県内（松山市を除く）の11区域を形質変更時要届出区域として指定している（令和4年3月末現在）。

また、廃棄物まがいの土砂等の埋立てを規制するため、平成12年3月に「愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定している。その後、令和2年3月に、不適正な土砂等の埋立て等の未然防止及び拡大防止を図るための規制の強化等を行うため、同条例を改正し、同年5月から施行（同年4月一部施行）した。

#### ④ 騒音

騒音は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害といわれている。また、騒音の発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関など多種多様である。

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、一般居住環境騒音、自動車騒音及び航空機騒音等について、都市計画法に基づく用途地域の指定などの地域の土地利用状況に応じて地域の類型が指定され、時間帯によって区分されている。本県では、10市1町について、環境基準の類型指定が行われている。また、環境基準の類型指定に合わせて騒音規制法に基づく規制地域が指定されている。

令和3年度の騒音調査結果は、一般地域については、33地点中32地点で昼夜間ともに環境基準を達成した。自動車騒音（道路に面する地域）については、ほとんどの調査区間で昼夜間ともに環境基準を達成した（達成率99.6%）。松山空港周辺の航空機騒音の調査結果は、前年度に引き続きすべての調査地点で環境基準を達成した。

#### ⑤ 振動

振動は、騒音と同様に感覚公害であり、発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関等多種多様であり、中には物的被害が生じる場合もある。

本県では、工場・事業場、建設作業及び道路交通による振動を規制するため、振動規制法に基づき、10市について規制地域の指定と、規制基準及び要請限度の設定が行われている。

各市町が令和3年度に道路交通振動を調査した結果は、前年度に引き続いてすべての地点（5地点）で要請限度を下回っていた。

#### ⑥ 悪臭

悪臭は、不快感を与える、食欲不振や頭痛をもたらすなど、人の健康や生活環境を保全する上で問題となり、また、よい香りでも強すぎると不快に感じたり、人によっては感じ方が異なるなど、感覚公害といわれている。

本県では、悪臭防止法に基づき、悪臭が発生するおそれのある工場が立地している4市1町について規制地域の指定を行い、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素など22物質について規制基準を設定している。また、悪臭の発生が予想される主要な事業場等に対し、各市町が立入検査を実施している。

令和3年度は、四国中央市、西条市、松前町の7事業場について193検体の悪臭物質の測定が行われ、2事業場で基準を超過した。

## (7) 有害化学物質

### ① ダイオキシン類

ダイオキシン類は、燃焼過程や化学物質の合成過程で非意図的に生成される化学物質であり、極めて強い毒性があり、分解されにくいため、微量の排出によって大きな影響を及ぼすおそれがある。このため平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が公布され、耐容1日摂取量（ヒトが一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される1日当たりの摂取量）、大気、水質、土壤の環境基準や、施設からの排出規制基準などが定められた。また、平成14年9月から、底質の環境基準が新たに設定された。

更に、平成14年12月1日から、ダイオキシン類対策特別措置法で定められている排出基準の強化及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物焼却炉の構造基準が焼却能力200kg／時未満の廃棄物焼却炉にも適用されることになった。

令和3年度のダイオキシン類の環境調査結果は、大気については、四国中央市など6市において、夏季及び冬季の2回、土壤については松山市を除く発生源周辺地域6地点において調査を実施し、すべての地点において環境基準を達成していた。また、水質及び底質については、河川4地点、海域3地点の7地点において、水質及び底質の調査を実施し、すべての地点において環境基準を達成していた。

また、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象である廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者が同法の規定に基づき実施する排出ガス、排出水等の自主測定結果について、令和3年度は大気関係117施設、水質関係9事業場から報告があり、いずれも排出基準の超過はなかった。

### ② P R T R法

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」に基づき、製造業など24業種の一定規模以上の事業所は、平成14年度からベンゼン、ダイオキシン類などの指定化学物質（現在462物質が対象）の排出量等について国へ届出することが義務付けられている。令和2年度の本県排出状況等の集計結果では、460事業所から届出があり、届出された化学物質は152物質で、環境への総排出量は3,849t/年となっており、そのうち97.8%が大気、2.2%が公共用水域への排出であった。

## (8) 環境放射能

私たちは、日常生活において、大地、建物等に含まれるウラン系列、トリウム系列、カリウム-40等の自然放射性物質からの放射線や絶えず宇宙の彼方から飛んでくる宇宙線、食物中に含まれる自然放射性物質の摂取により、年間約1.1mSvの自然放射線を受けているほか、空気中のラドンなどの吸入により、年間約1.3mSvの自然放射線を受けている。

一方、原子力発電所の設置、運転に伴う放射性物質の放出規制は、原子炉等規制法で定められており、さらに旧原子力安全委員会の指針により施設周辺の公衆の受ける線量目標値を実効線量として年間0.05mSv以下とするよう原子力発電所が設計、運転管理されている。

本県では、伊方発電所周辺にモニタリングステーション等を設置し、環境放射線のテレメータによる常時監視を行っている。東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を受け、伊方発電所から概ね5～30km圏内にモニタリングポストを増設し、平成25年度から空間放射線調査の強化や環境試料の放射能調査の拡充を図るとともに、令和元年度からは、平成30年4月に国から示された「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」に準じた調査を実施している。

令和3年度の県モニタリングステーション1箇所及び県モニタリングポスト19箇所における空間放射線の線量率の1時間平均値は12～124nGy/時、16地点の積算線量は年間316～577μGyであり、これまでの測定値と同程度で、発電所からの影響は認められなかった。

令和3年度の環境試料の放射能調査において、一部の環境試料からセシウム-137等の人工放射性核種が検出されたが、伊方発電所1号機運転開始前から継続して検出されているものであり、過去の測定値と比較して同程度であった。これらはいずれも微量であり、人体への影響上問題となるような濃度は認められていない。

なお、環境放射線等調査用の機器については、計画的に最新の機器に更新し、充実強化に努めている。

## 2 地球温暖化対策等

地球温暖化問題にあっては、平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された「京都議定書」が平成17年2月に発効し、世界各国が協力して温室効果ガスの削減対策を講じることとなった。また、平成27年11月から12月にかけてパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020年以降の地球温暖化対策として、途上国を含むすべての国が参加する新たな国際枠組み「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効した。

### (1) 本県における温暖化防止の取組

本県では、県民及び事業者等に対する温暖化対策を推進するため、平成8年3月に「愛媛県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、平成14年3月には、この計画を見直した「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定し温暖化防止対策に取り組んできた。また、県自らの事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減については、平成13年3月に策定した「愛媛県地球温暖化防止実行計画」及び平成18年3月に策定した「第二次愛媛県地球温暖化防止実行計画」に基づき、県庁舎や地方局などすべての県の機関において排出量の削減を推進してきたところである。

さらに、令和2年2月に、愛媛県地球温暖化防止実行計画に、愛媛県気候変動適応計画を統合し、「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス削減する「緩和」と気候変動の影響を回避・軽減する「適応」を車の両輪とする総合的な地球温暖化対策に取り組み、将来的には脱炭素社会の実現を目指すこととしている。

このほか、県内の企業・団体・自治体など198団体の参加を得て平成20年6月に設立した「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」を中心に、家庭・オフィス・工場・運輸など各部門において、県民、事業者及び行政が一体となって温暖化防止対策に取り組んでいる。

### 3 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、例えば、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿等の汚物又は不要物で、固形状又は液状のものを指す。

廃棄物は、大きく産業廃棄物と一般廃棄物の二つに区分されている。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（廃棄物処理法施行令）で定められた20種類のものと、廃棄物処理法に規定する「輸入された廃棄物」を指す。一方で、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほかに主に家庭から発生する家庭系ごみのほか、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいる。

従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、廃棄物の最終処分場のひっ迫と不法投棄の誘発を招くとともに、環境破壊や資源の枯渇といった問題を深刻化させた。

このため、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減される「循環型社会」への転換が求められており、廃棄物の発生抑制や再使用によって、排出量を減少させるとともに、環境に配慮しつつ、再生利用や熱回収の取組を推進することにより、最終処分量を減少させた上で、適正に処理することが基本となっている。

本県では、循環型社会の構築に向けた各種の施策を総合的かつ計画的に推進していくために、令和4年3月に「第五次えひめ循環型社会推進計画（令和3～令和7年度）」を策定し、ごみの総排出量や最終処分量、リサイクル率などについて、一般廃棄物及び産業廃棄物とともに前計画を更に進める高い目標値を設定した。

#### (1) 一般廃棄物

本県の令和3年度末のごみ・し尿処理施設整備状況は、ごみ焼却施設12施設（1,849t/日）、リサイクルプラザ・センター・推進施設8施設（130.6t/日）、し尿処理施設11施設（1,218kℓ/日）、コミュニティ・プラント5施設が整備されている。

令和2年度のごみの年間総排出量（実績値）は、約44.0万t（前年度約45.2万t）で、ごみ処理量の80.1%が直接焼却処理（前年度80.4%）、1.8%が直接埋立処分（前年度1.8%）されている。また、リサイクル量（集団回収量を含む）は、約7.4万t（前年度約7.5万t）で、リサイクル率は、16.7%（前年度16.5%）となっている。

一般廃棄物の容積比で約66%を占めるびん、缶、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の排出抑制及び再商品化の促進を図るため、市町では、計画に基づいて容器包装廃棄物の分別収集に取り組んでいる。容器包装廃棄物の分別収集の状況は、令和3年度で収集量28,676t、再商品化量27,300tとなっている。

令和3年度の一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類濃度測定結果は、市町のごみ焼却施設からのダイオキシン類排出濃度は0～0.3ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>、一施設当たりの単純平均値0.04ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>（前年度0.09ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>）であり、平成8年度（18.0ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>）に比べて99.8%減少している。民間設置のごみ焼却施設は、稼動実績なし又は休止中である。

#### (2) 産業廃棄物

県内における産業廃棄物は、令和元年度実績で年間約798万tの大量かつ多様な性状のものが排出されており、これらの適正処理を徹底し、不法投棄等の不適正処理に起因する水質汚濁、

大気汚染、土壤汚染、悪臭といった二次公害を防止し、生活環境の保全を図る必要がある。特に年間1,000t以上（特別管理産業廃棄物については、年間50t以上）の多量排出事業者に対しては、（特別管理）産業廃棄物処理計画の作成を指示するなど、適正処理の確保や排出抑制・リサイクル等を推進している。

令和3年度の産業廃棄物焼却施設24施設（25炉）のダイオキシン類濃度測定結果は、0.01未満～4.6ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>、平均値 0.42ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>（前年度 0.62ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>）となっており、いずれの施設においても基準の超過はなかった。なお、産業廃棄物最終処分場の排水は、年1回以上の行政検査を実施し、令和3年度は、1施設においてヒ素の基準超過（基準値0.01mg/L以下のところ0.020mg/L）、1施設において1,4-ジオキサンの基準超過（基準値0.05 mg/L以下のところ0.090 mg/L）があったが、既に改善確認済である。

#### 4 自然環境と生物多様性

本県には、人の手が入っていない神秘的な自然環境と、人間生活とのかかわりの中で保全と利用の調和が図られてきた里地・里山・里海など多様で美しい自然環境があり、それぞれの地域において、特徴的な生活文化や豊かな生態系が形成されている。

自然は人間生活に限りない恩恵を与えるものであることを深く認識し、県内の豊かな生態系とそれを育む優れた自然環境を県民共有の財産として守り、私達の子孫の代に継承していくことが私達の重要な使命である。

このため、すばらしい自然環境の中で、自然公園や里地・里山・里海などにおいて地域の特徴的な自然を生かした触れ合いの場が整備されるとともに、自然観察会やエコツアーやなど自然と触れ合う機会が増加することが望まれている。

また、地域固有の生物が生育・生息する場所を保全し、地域の生態系を維持するための調査・対策を講じる等、豊かな自然環境を守り、可能な限り再生していくことによって、人と自然が共生し、生物多様性が確保される社会の実現が求められている。

##### (1) 自然環境の保全

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、昭和32年に自然公園法が制定され、さらに、自然保護行政を総合的に推進するため、昭和47年に自然環境保全法が制定され、自然環境保全の基本方針の策定や自然環境保全地域の指定などが行われてきた。

本県では、昭和33年に愛媛県立自然公園条例を、昭和48年に愛媛県環境保全条例（平成8年に愛媛県自然環境保全条例に改称）を、また、昭和55年には愛媛県自然海浜保全条例を制定し、諸施策を実施してかけがえのない愛媛の自然を守り、育て、良好な生活環境の確保に努め、うるおいとやすらぎのある郷土づくりを進めてきたところである。

現在、県内には、国立公園2、国定公園1、県立自然公園7、計10箇所の自然公園と3箇所の自然環境保全地域（国指定1、県指定2）及び23箇所の自然海浜保全地区が指定されており、その面積は43,068ha、県土の約7.6%に及んでいる。

##### (2) 生物多様性の保全

国際的に希少種の保護や生物資源の持続可能な利用が議論される中、本県では絶滅の危機に瀕している野生動植物の現状を明らかにした「県版レッドデータブック」（平成15年3月）の

作成を踏まえ、平成17年3月に、県内に生息・生育する野生動植物の保護に関する基本的考え方や実施すべき保護施策を取りまとめた「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を策定したほか、平成20年3月には「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）」を制定し、この条例を軸として、県民総ぐるみで県内の野生動植物の多様性の保全に取り組んでいる。

また、平成22年8月から、本県の特性を踏まえた生物多様性の保全に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定に向けた検討を重ね、平成23年12月に「生物多様性えひめ戦略」を策定し、平成29年2月には社会経済状況の変化等を踏まえて改訂した「第2次生物多様性えひめ戦略」を策定した。

### (3) 外来生物対策の推進

外来生物対策については、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき、平成21年4月に野生動植物の生息等に影響を及ぼす等の侵略的外来生物88種を公表し、その後、令和3年2月に73種、同年12月に74種に見直しを行っている。そのほか、国が「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」で指定している特定外来生物と合わせ、平成22年3月には、本県に生息・生育する主な外来生物の情報や対応法などを取りまとめた「愛媛県外来生物対策マニュアル」を作成している。

### (4) 野生鳥獣の保護管理事業

野生鳥獣の保護・管理を適正に行うため「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づき、都道府県知事は「鳥獣保護管理事業計画」を定めることとされており、本県においては、令和4年2月に、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第13次鳥獣保護管理事業計画」を定めている。

計画においては、鳥獣の生息環境の保全を図るために鳥獣保護区等指定、鳥獣の捕獲等に係る許可基準の設定を行うとともに、増え過ぎた鳥獣については、「第二種特定鳥獣管理計画」を作成し、個体数・個体群の管理を行うこととしている。

また、近年、野生鳥獣による農林水産業、生活環境等への被害が深刻な状況にある中、鳥獣捕獲に中心的な役割を果たしてきた狩猟者の高齢化や第一種銃猟免許取得者の減少が続いていることから、狩猟者の確保に取り組んでいる。

## 5 環境教育と環境保全活動

本県の自然豊かな環境を守り、よりよい環境を将来の世代へ引き継いでいくには、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体が環境に関する正しい知識を持ち、自主的・主体的に環境保全活動に取り組むとともに、互いに連携、協力して、活動の輪を広げていく必要がある。

このため、全ての世代で、また、あらゆる場面で環境教育・学習を推進し、自ら行動することができる人材を育成するとともに、活動基盤が弱い環境活動団体への支援や、環境協働取組の推進などにより、環境保全活動を一層促進していくことなどが求められている。

### (1) 環境教育・学習

環境教育・学習は、県民の環境保全活動を促すための有効な手段であることから、次世代を担う子どもたちはもとより、各年齢層に応じた対応を行うとともに、学校、家庭、地域、職場など多様な場で実施していく必要がある。

小・中学校においては、児童生徒に、海や山、川など先祖が守り引き継いできた優れた環境を守り続けようとする意欲や態度を育てるとともに、産業廃棄物に関する体験的な学習を通して、産業廃棄物の排出抑制や減量化、資源の循環的な利用についての理解を深める環境教育を推進しているほか、高校においては、先進的な環境教育や地域と連携した身近な体験活動等を行い、学校での環境教育の充実を図っている。

また、環境教育・学習の拠点として、平成15年に愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）を設置し、省エネルギー、省資源のイベント等の実施、環境学習教材や図書の貸出し等を行っている。

さらに、学校、地域の環境活動グループや自治会等が自主的に実施する環境学習や環境保全活動を支援するため、県内在住の環境活動リーダー等を「環境マイスター」として登録し、講師として派遣するなど、地域、職場などでの環境学習を支援しているほか、「えひめ環境大学」の実施などにより、環境教育・学習の担い手となる環境活動リーダーの育成等にも取り組んでいる。

## (2) 環境保全活動

地域における環境保全活動では、自治会など地縁に基づくコミュニティ組織が担い手として大きな役割を果たしてきたが、人口減少や高齢化等の進行によって、地域コミュニティの活力の低下が懸念されている。一方、新たな地域の環境保全活動の担い手として、NPO法人や事業者などの自主的な活動が盛んになってきている。

県では、「三浦保」愛基金を活用し、環境保全や自然保護活動に積極的に取り組む団体や個人を表彰するとともに、テレビ番組で広くこれら団体の活動を紹介するとともに、環境活動団体の活動を促進するため、活動費の一部の助成や、各団体、住民、企業等による環境協働取組の推進に努めている。

## 6 環境と経済

事業活動は、環境に大きな影響を与えることから、事業者等には、環境に配慮した事業活動に努めることが求められている。さらに、環境問題を経済の制約要因ではなく、新たな成長要因と捉えて、持続的発展が可能な社会の実現のため、環境と経済の活性化を一体化させ、好循環を図っていくことが重要となっている。

このため、事業者においては、地域社会への貢献や地球環境に配慮した活動など社会的責任（CSR）に根ざした取組を進めるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づいた事業活動への関心の高まりを踏まえ、県としては、今後さらに、これらの事業者の取組が促進されるよう、環境に配慮した事業者の育成に努めるとともに、社会的に評価され、事業の活性化につながるように、消費者の意識改革などにも取り組む必要がある。

### (1) 環境保全型産業の育成

県では、低炭素社会の実現に向けた新たな技術の開発、低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発などに取り組むこととしている。

さらに、農林水産業においても、県民の環境問題に対する関心や消費者の安心、安全な食品に対するニーズの高まりなどにより、農薬、化学肥料の削減など、環境と調和した生産活動が求められている。

## (2) 環境影響評価

県では、大規模開発事業による環境への影響を回避、低減するため、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外の事業について環境影響評価を義務付ける「愛媛県環境影響評価条例」を平成11年3月に制定し、適切な環境影響評価の運用に努めている。

また、公有水面埋立法や大規模小売店舗立地法等に基づく、適正な環境影響評価等にも努めている。

さらに、交通対策、産業振興、農業振興及び都市整備など、県政の各分野での計画策定や施策の実施に当っては、環境に配慮した施策や取組の導入を積極的に検討することとしている。